

令和元年 第2回定例会 会期 6月12日(水)～14日(金)

6/12 一般質問
利根川議員・井上議員 (P4)
田代議員・小澤議員 (P5)
南雲議員・平野議員 (P6)

6/13 一般質問
石内議員・飯田議員 (P7)
鈴木議員・大館議員 (P8)
議案審議
承認1件(専決処分)、議案3件(条例新設・条例改正)

6/14 議案審議等
議案2件(工事請負契約・補正予算)、委員会報告1件(条例)、報告2件(繰越明許費、事故繰越し)、同意2件(教育長、教育委員)、各種報告など

業厚生常任委員会に付託し、3月12日及び6月14日に委員会を開催し審査をしました。原案のとおり可決すべきものであると本会議において委員報告をし、賛成全員で可決されました。

第2回定例会は、6月12日から14日までの3日間の会期で開催されました。承認1件(専決処分)、条例(新設1件・一部改正2件)、工事請負契約の締結1件、補正予算1件を審議し、報告2件(繰越明許費繰越計算書・事故繰越し繰越計算書)を受け、人事案件2件(教育委員会教育長・同委員)に同意しました。ここでは、産業厚生常任委員会に付託された「議案第1号 松田町新松田駅周辺整備基金条例」についての主な審査の概要を掲載します。

産業厚生常任委員会での審査

議案第1号 松田町新松田駅周辺整備基金条例

この議案は、3月7日に上程され、新松田駅周辺基本構想・基本計画に基づく事業の推進が図ら

れるよう、町負担分の財源を段階的に確保するために、地方自治法第24条第1項の規定に基づく基金を設置するための新設条例であるので、産

議案第1号 松田町新松田駅周辺整備基金条例
産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容
まちづくり課長、政策推進課長、教育委員会教育課長及び担当職員出席のもと、現在策定中の新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の事業内容を確認しながら、事業スケジュール及び基金積立て・支出計画を詳細に審査しました。

審査の結果、新松田駅周辺整備は長年の課題であり、町の活性化と発展のためには欠かすことのできない事業で、今後、松田小学校整備事業等の大型事業が続く中、計画的に町負担分の財源を確保するために必要な条例と判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

(1) 今後想定されるインフラ整備等の財政負担が見込まれることから、積立額については、財政状況を考慮して行われたい。

議案第21号 松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(抜粋)

1. 条例制定の経緯
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下、「地域未来投資促進法」という。)に基づき、神奈川県及び県下全市町村で策定した「神奈川県基本計画」が平成30年5月28日に国から同意を受け、松田町は同法に基づく促進区域に位置づけられました。(一部除外区域あり)
これに伴い固定資産税の特例措置の規定を定めるものです。

2. 条例の内容
地域未来投資促進法に規定する「地域経済牽引事業計画」として神奈川県から承認を受けた事業者に対し、一定の要件を満たす場合、対象固定資産の固定資産税を課税免除するものです。
※「地域経済牽引事業」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼすことにより地域経済活動を牽引する事業。

3. 対象となる固定資産及び課税免除期間

固定資産	家屋、構築物及び土地の取得価格の合計が1億円を超えるもの。 (農林漁業及びその関連業種に係るものは5千万円を超えるもの) 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があった場合のみ対象。
税免除期間	3年間

※固定資産税の課税免除に伴う減収分は、地方交付税(普通地方交付税)で補てん。補てん率は減収額の3/4

4. 地域未来投資促進法の概要
この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する民間事業者等を地方公共団体が効果的に支援する措置を講じることにより、地域の成長発展の基盤強化を図るものです。